

市町村による家具固定事業の紹介

平成29年7月1日現在

●和歌山市

【対象】

和歌山市の住民基本台帳に記録されていて、次のいずれかの条件に該当する世帯

- 1) 65歳以上の方のみの世帯
- 2) 介護保険の要介護認定で要介護3、要介護4、要介護5とされている方がおられる世帯
- 3) 1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている方がおられる世帯
- 4) A1又はA2の療育手帳の交付を受けている方がおられる世帯
- 5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がおられる世帯
- 6) 特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている方がおられる世帯
- 7) 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方がおられる世帯

【支援内容】

1世帯につき3つまでの家具を無料で取付(取付金具代は自己負担)

【問い合わせ先】

和歌山市地域安全課(TEL073-435-1005)

http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/bousai_bouhan_koutsu/1001075/1004384.html

その他:ブロック塀等耐震対策事業(建築指導課・TEL073-435-1100)

http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/sumai_jyougesuidou/1001110/1010370/1012723.html

●海南市

【対象】

海南市内に住所を有する方で、下記のいずれかの世帯に属し、当該世帯員により金具等の取付けが困難である者。

- 1) 65歳以上の高齢者がいる世帯
- 2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療疾患受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている方がいる世帯
- 3) 介護保険の要介護認定で要介護1以上とされている方がいる世帯
- 4) その他市長が特に必要と認める世帯

【支援内容】

1世帯につき、「タンス」、「食器棚」、「本棚」を対象とし、3台以内を無料で取付(取付金具代は自己負担)

【問い合わせ先】

海南市危機管理課(TEL073-483-8406)

<http://www.city.kainan.lg.jp/kakubusho/soumubu/kikikanrika/oshirase/1340327228652.html>

●橋本市

【対象】

橋本市に居住し、かつ住民票をお持ちの方で、自己での取付が困難であり、かつ以下のいずれかの条件に当てはまる方のみで構成される世帯の構成員。

- 1) 満65歳以上の方
- 2) 要介護認定において、要介護2以上の認定を受けている方
- 3) 身体障害者手帳の交付を受け、総合等級が1級または2級に該当する方
- 4) 療育手帳の交付を受け、判定がA以上の方
- 5) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、1級に該当する方
- 6) 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する医療受給者証の交付を受けている方
- 7) 和歌山県特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する特定疾患医療受給者証または、和歌山県指定特定

【支援内容】

金具等の購入及び取付に要する経費の1/2(上限4,000円)

ただし、取付に伴う柱や壁の補強、家具等の移動などは対象となりません。

【問い合わせ先】

橋本市危機管理室(TEL0736-33-6105)

http://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kikikanri/bousai_bouhan/1498694162611.html

●御坊市

【対象】

御坊市内に住所を有する方で、次のいずれかの世帯に属し、金具の取付が困難である者。

- 1) 満65歳以上の者のみで構成する世帯
- 2) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている者のみで構成する世帯
- 3) その他市長が特に必要と認める世帯

【支援内容】

1世帯につき、3竿以内とする。(「タンス」、「食器棚」、「本棚」を対象) 市が指定した事業者が家具転倒防止金具の取付を実施

金具代については2,500円を上限とし、家具の取付作業については、一律5,000円を補助。

【問い合わせ先】

御坊市防災対策課(TEL0738-23-5528)

<http://www.city.gobo.wakayama.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/h290507.pdf>

その他:ブロック塀等耐震対策事業

<http://www.city.gobo.wakayama.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/h290507.pdf>

●田辺市

【対象】

田辺市内に住所を有する一般家庭住居で、次のいずれかに該当する世帯。

- 1) 65歳以上の高齢者一人世帯又は65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯で、当該世帯員により金具等の取付けが困難な方。
- 2) 障害者一人世帯又は障害者のみで構成されている世帯で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、当該世帯員により金具等の取付けが困難な方。
- 3) 上記1及び2で構成されている世帯で、当該世帯員により金具等の取付けが困難な方。
- 4) その他市長が特に必要と認める世帯

【支援内容】

1世帯につき、「タンス」、「食器棚」、「本棚」を対象とし、3台以内を無料で取付(取付金具代は自己負担)

【問い合わせ先】

田辺市防災まちづくり課(TEL0739-26-9976)

<http://www.city.tanabe.lg.jp/bousai/kagutentouboushi.html>

その他:ブロック塀等耐震対策事業

<http://www.city.tanabe.lg.jp/bousai/burokku.html>

●新宮市

【対象】

新宮市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する世帯。

- 1) 65歳以上の高齢者のみの世帯
- 2) 要介護4以上の方と世帯を同一にする世帯
- 3) 身体障害者手帳などを持つ方がいる世帯(身体障害2級以上、精神障害2級以上、知的障害B以上)
- 4) 前各号の状況に準ずる者

【支援内容】

1世帯につき、「タンス」、「食器棚」など木製の家具、3台以内を無料で取付(取付金具代も無料)

【問い合わせ先】

新宮市防災対策課(TEL0735-23-3333)

https://www.city.shingu.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=19011

●紀の川市

【金具等購入補助対象】

紀の川市内に住所を有し、市税の滞納が無い世帯。

【金具等購入補助内容】

家具転倒防止金具等の購入に要する経費に対し、1世帯当たり3,000円(消費税含む。)を上限に補助を行う。(1世帯当たり1回限り)

【金具等取付支援対象】

上記購入補助を受けるもののうち、次の各号のいずれかに該当する自力で金具等を取り付けることが困難な世帯。

- (1)65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- (2)要介護認定で要介護2以上と判定を受けた者の属する世帯
- (3)1級、2級又は3級の身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (4)A1、A2又はB1の療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (5)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (6)1級又は2級の障害年金を受給している者の属する世帯
- (7)特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている者の属する世帯
- (8)小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者の属する世帯
- (9)その他市長が特に必要と認める世帯

【金具等取付支援内容】

市が指定した取付業者が家具等3台(取付費用は市が負担)を上限として取付作業を行う。(1世帯当たり1回限り)

【問い合わせ先】

紀の川市危機管理課(TEL0736-77-5077)

●岩出市

【対象】

岩出市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する世帯であって当該世帯の構成員では金具等の取付けが困難である世帯に属する者とする。

- (1)65歳以上の者がいる世帯
- (2)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている者がいる世帯
- (3)介護保険の要介護認定で要介護1以上とされている者がいる世帯
- (4)その他市長が特に必要と認める世帯

※同世帯に64歳以下の方がいる世帯は対象外

【支援内容】

1世帯につき、「タンス」、「本棚」、「食器棚」、「冷蔵庫」、「テレビ」等の家具を対象とし、3点以内を無料で取付(取付金具代は自己負担)

【問い合わせ先】

岩出市総務課危機管理係(TEL0736-62-2141)

その他:通学路危険ブロック塀等改善事業(教育委員会教育総務課施設係(TEL0736-62-2141))

<http://www.city.iwade.lg.jp/kyouiku-soumu/kiken-kasvo.html>

●高野町

【対象】

高野町内に住所を有し、現に居住する方で、次のいずれかに該当する世帯。

1) 高齢者世帯

ア 満65歳以上の方のみ構成された世帯

イ 満65歳以上及び満18歳未満の方のみで構成された世帯

2) 障害等のある方がいる世帯

ア 身体障害者手帳(1級、2級)を持つ方がいる世帯

イ 精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)を持つ方がいる世帯

ウ 療育手帳(A1、A2)を持つ方がいる世帯

エ 介護認定(要介護3、要介護4、要介護5)を受けた方がいる世帯

3) その他町長が特に必要と認める世帯

【支援内容】

「タンス」、「本棚」、「食器棚」が対象。

転倒防止器具の購入や取付けにかかった費用の全額(上限5,000円) 1世帯1回限り

※取付けに対する補助は、高野町内の事業者に委託した場合に限る。

【問い合わせ先】

高野町防災危機対策室(TEL0736-56-9911)

●美浜町

【対象】

美浜町内に住民登録があり、自力で転倒防止器具を設置することのできない次の各号のいずれかに該当する世帯。

1) 60歳以上の者のみで構成されている世帯

2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けており、その交付を受けている者のみで構成されている世帯

3) 前2号に該当する者のみで構成されている世帯

4) その他町長が特に必要と認める世帯

【支援内容】

台数は3台まで。4台目以降は自己負担(3台目までは取付金具代も無料)

【問い合わせ先】

美浜町防災企画課(TEL0738-23-4902)

●日高町

【対象】

日高町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

1) 満65歳以上の者のみで構成されている世帯

2) 身体障害者手帳の交付を受けている者のみで構成されている世帯

3) 療育手帳の交付を受けている者のみで構成されている世帯

4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみで構成されている世帯

5) 前各号に該当する者のみで構成されている世帯

【支援内容】

1世帯3個までは、予算の範囲内で町が全額負担。4個目以降は自己負担とする。

【問い合わせ先】

日高町総務政策課(TEL0738-63-2051)

<http://www.town.wakayama-hidaka.lg.jp/docs/2017040800024/>

●印南町

【対象】

印南町内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方。但し、長期入院者等は除く。

- 1) 65歳以上の独居高齢者世帯
- 2) 世帯構成員がすべて65歳以上の世帯の世帯主
- 3) 身体障害者手帳(1級、2級、3級)の交付を受けている者で独居又は65歳以上の高齢者のみと同居する世帯の世帯主
- 4) 療育手帳の交付を受けている者で独居又は65歳以上の高齢者のみと同居する世帯の世帯主
- 5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で独居又は65歳以上の高齢者のみと同居する世帯の世帯主
- 6) 身体障害者手帳(1級、2級、3級)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみの世帯の世帯主

【支援内容】

1世帯につき1回限り。「タンス」、「食器棚」、「本棚」などの家具の転倒を防止するために有効な器具等の購入及び取付けに要する経費の合計額を補助
(上限7,000円)

【問い合わせ先】

印南町総務課(TEL0738-42-0120)

その他:ブロック塀等耐震対策事業

http://www.town.wakayama-inami.lg.jp/contents_detail.php?co=ser&frmId=696

●みなべ町

【対象】

みなべ町内に住所を有し、かつ、町の住民基本台帳または外国人登録原票に記録されている世帯の世帯主又はこれに準ずる者のうち、次のいずれかに該当するもの。(長期に入院等されている者で、町長が別に定めるものを除く。)

- 1) 65歳以上の一人暮らし高齢者
- 2) 世帯構成員がすべて65歳以上の世帯の世帯主
- 3) 身体障害者手帳(1級、2級、3級)の交付を受けている者で一人暮らし又は65歳以上の高齢者のみと同居する世帯の世帯主
- 4) 療育手帳の交付を受けている者で一人暮らし又は65歳以上の高齢者のみと同居する世帯の世帯主
- 5) 精神障害者保健福祉手帳(1級、2級、3級)の交付を受けている者で一人暮らし又は65歳以上の高齢者のみと同居する世帯の世帯主
- 6) 身体障害者手帳(1級、2級、3級)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみの世帯の世帯主
- 7) 生活保護世帯の世帯主

【支援内容】

台数の制限はなし(金具費用を含み上限4,000円までを補助)

【問い合わせ先】

みなべ町総務課(TEL0739-72-2015)

<http://www.town.minabe.lg.jp/docs/2014082800029/>

●日高川町

【対象】

日高川町住民基本台帳に記録されている者で構成する世帯で、次のいずれかに該当するもの。

- 1) 1級、2級又は3級の身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみの世帯
- 2) 世帯主及び全ての世帯員が65歳以上の者である世帯
- 3) 前2号に該当する者のみで構成されている世帯

【支援内容】

1世帯につき、「タンス」、「本棚」、「食器棚」、「冷蔵庫」、「テレビ」等の家具 3台以内を無料で取付

【問い合わせ先】

日高川町総務課(TEL0738-22-1700)

http://www.town.hidakagawa.lg.jp/town/sec_soumu/soumu/bousai_top/bousai_jouhou/kagukotei.html

●上富田町

○家具転倒防止固定器具取付事業

【対象】

上富田町内に住所を有し、かつ、町の住民基本台帳または外国人登録原票に記録されている者で、次のいずれかに該当するもの。(長期入院・施設入所者を除く。)

- 1) 65歳以上の一人暮らし高齢者
- 2) 世帯構成員がすべて65歳以上の世帯
- 3) 身体障害者手帳(1級、2級、3級)の交付を受けている者で一人暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯
- 4) その他町長が特に必要と認める世帯

【支援内容】

1世帯3台以内

○家具転倒防止対策事業補助金

【対象】

上富田町内に居住し、住民基本台帳法又は外国人登録法の規定により本町において登録されている者で、次の要件を満たすもの。

- 1) 過去に家具転倒防止対策事業の決定を受けたことがないこと。
- 2) その属する世帯に町税を滞納している世帯員がいないこと。
- 3) 前2号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認めるもの。

【支援内容】

タンス・食器棚等の家具、冷蔵庫・テレビ等の電化製品及び床置型の大型楽器などの転倒を防止するために有効な金具及び、窓ガラス及び本棚等に付随するガラスなどを保護するシート等の購入に要する費用を補助(上限5,000円)

【問い合わせ先】

上富田町総務政策課(TEL0739-47-0550)

●すさみ町

○家具転倒防止固定器具取付事業

【対象】

○すさみ町に住所を有する、次の各号に当てはまる世帯。

- 1) 町内に住所を有する、65歳以上の高齢者、及び身体障害者手帳(1級～3級)の交付を受けている者で構成された世帯で、当該世帯員により固定器具の取り付けが困難な世帯
- 2) 前号に掲げる者以外で、町長が必要と認める世帯

○ただし、次に掲げる場合は対象世帯としない。

- 1) 世帯において、町税等の滞納がある場合
- 2) 長期間による入院や、施設等への入所により、固定器具の取り付け家屋に常時居住する者のいない場合

【支援内容】

1世帯につき1回。タンス・食器棚等の家具、冷蔵庫・テレビ等の電化製品及び床置型の大型楽器など3台以内を無料で取り付け

○家具転倒防止対策事業補助金

【対象】

○町内に住所を有する、次の各号に当てはまらない世帯とする。

- 1) 世帯において、町税等の滞納がある場合
- 2) 長期間による入院や、施設等への入所により、取り付け家屋に常時居住する者のいない場合

○ただし、上記にかかわらず、町長が必要と認めた世帯は、対象世帯となる。

【支援内容】

タンス・食器棚等の家具、冷蔵庫・テレビ等の電化製品及び床置型の大型楽器などの転倒を防止するために有効な金具及び、窓ガラス及び本棚等に付随するガラスなどを保護するシート等の購入に要する費用を補助(上限5,000円)(ただし、100円以下は切り捨てるものとする)

【問い合わせ先】

すさみ町総務課(TEL0739-55-4802)

●那智勝浦町

○自主防災組織への補助制度のなかで実施

【問い合わせ先】

那智勝浦町総務課(TEL0735-52-4811)

●太地町

【対象】

太地町住民基本台帳に記録されている世帯で、かつ居住し、住居に器具を設置しようとする世帯。

【支援内容】

1世帯につき1回限り。「洋服ダンス」、「和ダンス」、「整理ダンス」、「茶ダンス」、「食器棚」等の家具5組以内を無料で取付。

ただし、対象者自ら器具の取付を行うとの申し出があった場合は、器具のみを支給。

【問い合わせ先】

太地町総務課(TEL0735-59-2335)

●古座川町

○自主防災組織への補助制度の中で実施

【問い合わせ先】

古座川町総務課(TEL0735-72-0180)

●串本町

【対象】

串本町に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者。

- 1) 65歳以上のみの老人世帯の者で、世帯員により器具を取り付けることが困難な者
- 2) 介護認定を受けている者で、要介護4以上の介護認定者の属する世帯
- 3) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が2級以上の障害者の属する世帯
- 4) 療育手帳の交付を受け、その障害の程度がA判定の障害者の属する世帯
- 5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級の障害者の属する世帯
- 6) その他町長が特に必要と認めた者

【支援内容】

家具類(洋服ダンス・和ダンス・整理ダンス・茶ダンス等)、電化製品(冷蔵庫・テレビ等)を対象に対象者1世帯当たり5組以内(「組」とは1家具につき転倒防止のため必要な標準的個数)。

ただし、電化製品については、この内、2組まで。(取付金具代も無料)

【問い合わせ先】

串本町総務課(TEL0735-62-0555)

http://www.town.kushimoto.wakayama.jp/contents-data/bousai_syobo/1607.html

その他:ブロック塀撤去及び生垣植栽補助

http://www.town.kushimoto.wakayama.jp/contents-data/bousai_syobo/1601.htm